

請願・陳情の取扱いに係る他自治体調査②
 <近隣政令指定都市及び多摩地域(人口10万人以上)>

自治体	受理をした陳情の取扱いについて			
	(1) 請願と同様に審査	(2) 審査除外基準等に 該当する陳情を 除き審査	(3) 所管委員会や執行機関等への 参考送付のみ。(送付先)	備 考
横浜市		●		(1) 議会(委員会)へ付託する陳情 関係行政庁への意見書の提出や議会の決議を求めるものなど、議会の機関意思決定に関する陳情は委員会で審査。 (2) 議会(委員会)へ付託しない陳情 行政への要望に関する陳情は、議長から市長等に回答を求め、結果を陳情者に通知。 ※公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない取り扱いとすることがある。
川崎市		●		陳情については、委員会審査の結果(継続を除く)を提出者へ通知。 ※本会議へ報告・議決を行わない。
千葉市		●		陳情は、委員会限りの審査。 ※本会議で議決なし。
さいたま市			定例会開会日に陳情文書表を議場配付	陳情文書表を作成するが、審査は行わない。
相模原市		●		
八王子市			全議員	議員が請願と同様の取り扱いを希望する場合は、議会運営委員会で諮り、承認されたものは本会議に上程。
立川市		●		陳情については、請願のように採択、不採択を決める場合と、提出された陳情を本会議の際に議員の席上に配付するにとどめる場合がある。
武蔵野市		●		
三鷹市	●			陳情については、請願のように採択・不採択を決める場合と、提出された陳情のコピーを本会議の際に議員の席上に配付することにとどめる場合とがある。どちらの方法にするかは、議会運営委員会で決定。ただし、郵送により提出された陳情については、各派代表者会議の際に各会派の代表者に配付することにとどめることが例。
青梅市		●		
府中市		●		原則、請願と同様に取扱うが、議会運営委員会で陳情取り扱い基準に該当する場合は審査を行わず、全議員に参考送付。 ※1定例会に提出できる件数は一人3件まで。
昭島市		●		
調布市		●		
町田市			所管委員会もしくは全議員	議長が請願の例により処理するべきであると認めたものは、議会運営委員会に諮り、その取扱いを決定する。
小金井市		●		
小平市			全議員及び執行機関	
日野市			全議員及び執行機関	
東村山市		●		
国分寺市		●		提出者及び署名者等の合計が10名未満の陳情にあっては、委員会への付託等を行わず、陳情書の写し等を各議員に配付することにより要望を伝えるのみとなる。(その他除外基準に該当する陳情は議運に諮り委員会付託等を行わず、写しを各議員へ配付)
東久留米市			全議員及び執行機関	
多摩市		●		
西東京市		●		